



就業ビザサポート業務のご案内

中国では、2013年7月に「外国人入国出国管理法」が、同年9月に「外国人入国出国管理条例」が施行され、外国人の中国出入国管理手続き及び居留許可等手続きが大幅に変更されました。従来よりも申請から受領までに必要な日数が増えただけでなく、外国人の入国・居留・就業に関する管理が厳格化されました。



- ▲ 手続時間が更に長くなり、出張や帰国に大影響
- ▲ 年齢制限が厳しくなり、更新できない？
- ▲ 有効期限に気づかず、オーバーステイしてしまう

WHAT WE CAN?

- ☆ **手続所要期間を短縮 ⇒ 忙しい駐在員の出張等に影響半減！**
例えば、就業許可証（就業証）：通常 15 営業日 LT 社 ≤ 10 営業日
健康診断の予約も調整可能
- ☆ **年齢制限に柔軟対応可能 ⇒ 60才超の方もご相談ください！**
- ☆ **次回更新の2ヶ月前、1ヶ月前に事前にお知らせ！**
- ☆ **お客様のスケジュールに合わせて、臨機応変に対応いたします！**

WHY WE CAN?

- ☑ LT 社の長年の実績が認められ、審査当局との関係が良好。
- ☑ 豊富な経験と知識で、出入国関連政策と手続業務に熟練。
- ☑ 個別の状況に合わせて、審査当局の審査ポイントに合った申請書を作成。

問合せ先：上海良図商務諮詢有限公司

[Http://www.LT-shanghai.com](http://www.LT-shanghai.com)

電話：+86-21-62511999*802 Ms. 馬

E-Mail: lt-shanghai@LT-shanghai.com